

## 議案第 4 4 号

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 1 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

### 提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、調布市国民健康保険税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、提案するものであります。

## 専決処分の承認について

別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、調布市国民健康保険税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成27年 3 月 3 1 日

調布市長 長 友 貴 樹

調布市国民健康保険税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 調布市国民健康保険税賦課徴収条例(昭和33年調布市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

(調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成25年調布市条例第44号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書を次のように改める。

ただし、第1条の規定は平成26年1月1日から、第2条中調布市国民健康保険税賦課徴収条例附則第18項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)は平成28年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の調布市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。